

中国残留邦人等の配偶者に対する 新たな支援策について

社会・援護局援護企画課
中国残留邦人等支援室

中国残留邦人等に対する支援について

○ 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策について

改正中国残留邦人等支援法の施行

- 平成25年12月13日に公布された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正法により創設された「配偶者支援金」の概要については、次ページ以下にお示しする。
- 10月1日からの改正法の施行日に向けた準備等御協力をお願いしたい。
- 5月22日及び23日に開催する全国担当者会議において、必要な政省令案、通知案等をお示しする予定である。

配偶者支援金の支給事務について

ア 実施機関

特定配偶者に対して支援給付を支給する実施機関とする。

イ 支給にあたり確認すべき事項

- ・ 特定中国残留邦人等本人死亡の事実。
- ・ 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって、継続して婚姻関係があったこと。
- ・ 申請者が支援給付受給中であること。

ウ 周知

全国担当者会議において、対象者への制度説明のためのリーフレット（中国語版、ロシア語版）をお示しするので、適宜活用し、6月の支援給付の収入申告書提出時等において、中国残留邦人等に対して、制度開始までに十分な理解が得られるよう説明・周知願いたい。

また、配偶者支援金を受給される者の申請漏れがないよう、留意願いたい。

エ 今後のスケジュール

- 5月 政省令案・関係通知案の提示
- 6月 改正政省令パブリックコメントの実施
- 7月 改正政省令公布、関係通知発出
- 10月 支給開始

オ システムの改修について

自治体によっては、現用システムの改修等が必要になることも考えられる。この場合、平成25年度補正予算により緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象となっているので、10月1日の支給開始月までに必要に応じ改修願いたい。

(参考)

経緯

- 平成19年の法改正により、永住帰国した特定中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、特定中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。
- 一方、特定中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者に対する支援は、支援給付のみとなるが、残された配偶者の大半は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、①高齢、②日本語が不自由、③日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは、日本で生活することは困難な事情を抱えている。
- このため、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者（※）に対し、特定中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法が第185回国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

※「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）

審査事務の概要

	審査事務
申請	本人から申請書を実施機関に提出する。
特定配偶者の確認方法	<p>特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることを次の書類で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none">・死亡した特定中国残留邦人等本人又は申請者の戸籍・引揚証明書・自立支度金支給決定通知書等の書類・婚姻年月日の確認できる書類・永住帰国日の確認できる書類・永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることの確認できる書類 <p>※ 永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室へ照会願いたい。</p>

